

令和4年度（2022年度）

山口県食品衛生監視指導計画の実施状況

令和5年6月

山 口 県

令和4年度（2022年度）山口県食品衛生監視指導計画の実施状況

1 監視指導の実施状況

(1) 監視指導実績

令和4年度（2022年度）山口県食品衛生監視指導計画に基づいて行った監視件数については、別表のとおりである。

年間の総監視件数は7,258件であり、標準監視件数（20,150件）に対する達成率は36.0%であった。

(2) 監視指導における特記事項

ア 重点監視事項として、「改正食品衛生法の適切な運用に向けた指導・助言」、「食品等事業者が講じている措置の点検・確認」及び「食中毒予防対策の強化」を設定し、成分規格、製造基準、施設基準等の遵守の徹底と食品表示の適正化を指導した。

イ 食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、適切な実施に向けた指導を行った。

ウ 調理従事者からの食品汚染によるノロウイルス食中毒、生や加熱不十分な食肉類の提供によるカンピロバクター食中毒を予防するため、食品等事業者に予防対策を指導するとともに、県民に対して適切な予防方法等を啓発した。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い増加した飲食店による持ち帰りや宅配等のサービスについては、店内喫食と比較し食中毒リスクが高まることから、衛生管理の徹底を指導するとともに、県民に対して注意喚起を行った。

(3) 一斉監視指導、点検等の実施状況

ア みやげ品（食品）の表示一斉点検

県内で製造又は販売されているみやげ品（食品）について、表示基準の遵守状況を調査し、違反品の排除を行った。

実施期間：令和4年4月1日～4月22日

立入施設数	不適正表示発見施設数	点検品目数	不適正表示品目
35施設	9施設	1,113品目	39品目

イ 給食施設の一斉点検

学校、病院、社会福祉施設等における大規模な集団食中毒の発生を未然に防止するため、集団給食施設の一斉点検を実施し、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいて指導した。

また、ノロウイルス食中毒の発生防止対策及び異物混入対策を重点指導事項とし、従事者の健康管理の徹底等を指導した。

実施期間：令和4年5月2日～11月30日

点検施設数	主な指導内容
172施設	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染作業区域、非汚染作業区域の明確な区別 ・加熱調理食品の十分な加熱 ・調理従事者の健康状態の点検・記録状況 等

ウ 夏期食品一斉監視指導

食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用、食品及び添加物の適正な表示等について食品等事業者に対する監視指導を実施し、夏期における食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図った。

実施期間：令和4年7月1日～8月31日

	立入施設数	不適施設数	主な不適事項（延べ施設数）
食品衛生関係	1,140施設	255施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備について 215施設 ・食品の取扱い等について 51施設
食品表示関係	564施設	26施設	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生事項 13施設 ・保健事項 2施設 ・品質事項 11施設

エ フグ処理施設等一斉監視指導

山口県の特産であるフグによる食中毒の発生を未然に防止するために、フグが多量に流通消費されるシーズンに、フグ取扱施設に立ち入り、フグの適正な取扱いや適正表示等について指導した。

実施期間：令和4年11月1日～令和5年2月28日

立入施設数	不適施設数	主な不適事項
121施設	10施設	<ul style="list-style-type: none"> ・フグの取扱い等について 9施設 ・表示について 1施設

オ 食品、添加物等の年末一斉監視指導

食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用、食品及び添加物の適正な表示等について、食品等事業者に対する監視指導を実施し、年末年始における食中毒の発生防止を図った。

実施期間：令和4年12月1日～12月28日

	立入施設数	不適施設数	主な不適事項（延べ施設数）
食品衛生関係	427施設	96施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備について 57施設 ・食品の取扱い等について 44施設
食品表示関係	70施設	4施設	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生事項 2施設 ・品質事項 2施設

2 食品等の収去検査結果

(1) 保健所で実施した検査

県内で生産、製造、加工された食品及び県内で流通している食品を対象に、食品の成分規格や表示基準等について検査を実施した。

保健所での検査検体数は、1,239件であり、検査計画数2,715件に対する達成率は45.6%であった。

規格基準等違反の食品については、食品衛生法の規定に基づき違反品の回収・廃棄等を指示するとともに、違反の原因を排除させる等必要な措置を講じた。

指導基準不適合の食品についても、基準に適合するよう必要な措置を指導した。

検体の種類	検体数	規格基準 違反	表示基準 違反	指導基準 不適合
魚介類	25			
冷凍食品	20			
魚介類加工品	30			
肉卵類及びその加工品	10			
乳、乳製品	3			
アイスクリーム類・氷菓	13			
穀類及びその加工品	44			
野菜類・果物及びその加工品	77		1	
菓子類	102			2
清涼飲料水	17			
氷雪	3			
弁当・そう菜類	762			2
輸入食品	96			
アレルギー物質を含む食品	37			
合 計	1,239	0	1	4

ア 輸入食品の検査（再掲）

かんきつ類、バナナ、菓子類、果実乾燥品及び小麦等加工品について、食品衛生法に基づく添加物の使用基準に適合しているか検査を行った。

検体の種類	検体数	使用基準違反	表示基準違反
菓子類	63		
野菜・果物加工品	22		
小麦等加工品	11		
合 計	96	0	0

イ アレルギー物質を含む食品の検査（再掲）

表示基準違反の食品を排除するため、表示義務のある特定原材料（小麦、卵、乳、そば、落花生）について検査を行った。

検体の種類	検体数	表示基準違反
菓子類	23	
清涼飲料水	7	
魚介類加工品	3	
その他食品	4	
合計	37	0

(2) 環境保健センターで実施した検査

ア 畜水産食品中の残留有害物質モニタリング検査

県内で流通している畜水産食品中の抗生物質、合成抗菌剤及び寄生虫駆除剤の残留実態を把握するとともに、違反品を排除するため検査を行った。

検体の種類	抗生物質(8種類)		合成抗菌剤(31種類)		寄生虫駆除剤(1種類)	
	検体数	不適検体数	検体数	不適検体数	検体数	不適検体数
牛肉	3		3		0	
鶏肉	6		6		6	
鶏卵	7		7		7	
養殖魚介類	6		6		6	
はちみつ	7		7		7	
合計	29	0	29	0	26	0

イ 食品中の農薬残留実態調査

食品中の残留農薬基準（ポジティブリスト制度）を踏まえ、農薬の使用実態を勘案した検査項目を設定し、県内で流通している農産物について、殺虫剤、除草剤などの農薬が、食品衛生法で定められている残留基準に適合しているか検査を行った。

検体の種類	検体数			基準超過 検体数	1検体当たり の検査項目数
	国内産	国外産	計		
野菜、果物	49	20	69		207
輸入加工品		30	30		57
合計	49	50	99	0	—

ウ 遺伝子組換え食品実態調査

県内で流通している食品について、組換えDNA技術応用食品の混入の可能性の有無及び表示について確認するため検査を行った。

検体の種類	検体数	不適検体数
大豆（豆腐原材料）	2	
大豆加工品（豆腐）	2	
合 計	4	0

3 衛生講習会の開催状況

食中毒予防の知識の習得、食品衛生の普及・啓発等を目的とし、食品等事業者、集団給食施設従事者、一般消費者等を対象に衛生講習会を開催した。

対 象 等		開催回数	受講人数
許可業態	飲食店営業	7	1 6 7
	菓子製造業	2	1 6
	アイスクリーム類製造業	3	5 3
	水産製品・魚肉練り製品製造業	1	1 4
	乳処理業	2	2 0
	魚介類・食肉販売業	1	8
	食品衛生指導員	1 1	1 9 1
	許可更新講習会	4 8	1, 2 1 2
	食品衛生責任者講習会	4 3	1, 5 1 9
	その他	1 3	3 2 3
非許可業態	集団給食施設	1 6	6 0 1
	その他	5	1 0 7
一般消費者		1 0	1 3 6
その他		2 9	4 1 5
合 計		1 9 1	4, 7 8 2

別表

令和4年度（2022年度）監視件数

対象業種：食品衛生法に基づく業種名を記載（例：飲食店営業）

対象要件：対象業種の詳細を記載（例：弁当屋、大量調理する施設）

ランク 標準監視 回数	対象業種（対象要件）		対象施設数		標準監視 件数（年間）		監視件数	
	令和3年6月改正法施行前（旧法）	令和3年6月改正法施行後（新法）	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法
Aランク (3回/年)	飲食店営業（大量調理する施設）	飲食店営業（大量調理する施設）	54	12	162	36	54	49
	乳処理業	乳処理業	1	1	3	3		1
	食肉製品製造業（食品が広域流通する施設）	食肉製品製造業（食品が広域流通する施設）	8	1	24	3	8	2
	魚肉練り製品製造業 （食品が広域流通する施設）	水産製品製造業 （魚肉練り製品を製造する施設であって、食品が広域流通する施設）	11	2	33	6	9	11
		複合型そうざい製造業（大量調理する施設）		4		12		6
		そうざい製造業（大量調理する施設）	12	1	36	3	87	6
		生食用食肉取扱施設		4		12		2
		小計（Aランク）		111		333		235
Bランク (2回/年)	飲食店営業（旅館、仕出し屋、弁当屋）	飲食店営業（旅館、仕出し屋、弁当屋）	880	155	1760	310	192	270
	菓子製造業 （「回転焼き」、「仮設営業」、「自動車による営業」を除く）	菓子製造業 （簡易な製造、仮設営業、自動車による営業を除く）	1143	184	2286	368	178	318
	あん類製造業 （食品が広域流通する施設）	菓子製造業 （あん類のみを製造する施設であって、食品が広域流通する施設）						1
	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム類製造業	229	6	458	12	39	8
	特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業						
	乳製品製造業	乳製品製造業	5		10		3	
	集乳業	集乳業	1		2			1
	食肉処理業	食肉処理業	46	14	92	28	85	23
	食肉製品製造業（Aに該当するものを除く）	食肉製品製造業（Aに該当するものを除く）	19	2	38	4	8	5
	魚介類販売業 （「包装魚介類」、「自動車による営業」を除く）	魚介類販売業 （包装魚介類のみを取り扱う施設、自動車による営業を除く）	535	93	1070	186	189	204
	魚肉練り製品製造業 （Aに該当するものを除く）	水産製品製造業 （魚肉練り製品を製造する施設であって、Aに該当するものを除く）	9	4	18	8	5	4
		複合型冷凍食品製造業						

ランク 標準監視 回数	対象業種（対象要件）		対象施設数		標準監視 件数（年間）		監視件数	
	令和3年6月改正法施行前（旧法）	令和3年6月改正法施行後（新法）	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法
Bランク (2回/年)	食品の冷凍又は冷蔵業 (冷凍食品を製造する施設)	冷凍食品製造業	49	5	98	10	18	14
	食品の放射線照射業	食品の放射線照射業						
	清涼飲料水製造業 (食品が広域流通する施設)	清涼飲料水製造業 (乳酸菌飲料を製造する施設又は食品が広域流通する施設)	7	1	14	2	3	5
	乳酸菌飲料製造業		1		2		3	
	食用油脂製造業	食用油脂製造業 (マーガリン又はショートニング以外のものを製造する施設)	4	1	8	2		
	みそ製造業（食品が広域流通する施設）	みそ又はしょうゆ製造業 (食品が広域流通する施設)	3	2	6	4	2	5
	しょうゆ製造業（食品が広域流通する施設）		1		2			
	ソース類製造業（食品が広域流通する施設）	密封包装食品製造業 (ソース類を製造する施設であって、食品が広域流通する施設)	4		8			3
	豆腐製造業（食品が広域流通する施設）	豆腐製造業（食品が広域流通する施設）	1	1	2	2	1	
	納豆製造業	納豆製造業						
	麺類製造業（食品が広域流通する施設）	麺類製造業（食品が広域流通する施設）	5	1	10	2	3	2
		複合型そうざい製造業 (Aに該当するものを除く)						1
	そうざい製造業（Aに該当するものを除く）	そうざい製造業（Aに該当するものを除く）	200	53	400	106	60	77
	小計（Bランク）		3,664		7,328		1,730	
Cランク (1回/年)	飲食店営業 (大量調理しない施設で、B及びDに該当するものを除く)	飲食店営業 (大量調理しない施設で、B及びDに該当するものを除く)	5589	1051	5589	1051	391	1581
	あん類製造業（Bに該当するものを除く）	菓子製造業 (あん類のみを製造する施設であって、Bに該当するものを除く)	2		2			5
	食肉販売業（「包装食肉」を除く）	食肉販売業 (包装食肉のみを取り扱う施設を除く)	332	61	332	61	136	105
	魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	20	5	20	5	7	4
		冷凍冷蔵倉庫業		14		14		2
	清涼飲料水製造業(Bに該当するものを除く)	清涼飲料水製造業(Bに該当するものを除く)	25	2	25	2	9	10
	マーガリン又はショートニング製造業	食用油脂製造業(Bに該当するものを除く)						

ランク 標準監視 回数	対象業種（対象要件）		対象施設数		標準監視 件数（年間）		監視件数	
	令和3年6月改正法施行前（旧法）	令和3年6月改正法施行後（新法）	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法
Cランク (1回/年)	みそ製造業 (Bに該当するものを除く)	みそ又はしょうゆ製造業 (Bに該当するものを除く)	50	9	50	9	12	24
	しょうゆ製造業 (Bに該当するものを除く)		25		25		12	
	ソース類製造業 (Bに該当するものを除く)	密封包装食品製造業 (ソース類を製造する施設であって、Bに該当するものを除く)	9	1	9	1	5	1
	酒類製造業	酒類製造業	31	8	31	8	3	6
	豆腐製造業 (Bに該当するものを除く)	豆腐製造業 (Bに該当するものを除く)	43	4	43	4	6	12
	麺類製造業 (Bに該当するものを除く)	麺類製造業 (Bに該当するものを除く)	31	4	31	4	6	10
	缶詰又は瓶詰食品製造業 (食品が広域流通する施設)	密封包装食品製造業 (ソース類以外のものを製造する施設で、食品が広域流通する施設)	7	1	7	1	3	7
	添加物製造業 (許可営業に該当する施設)	添加物製造業 (許可営業に該当する施設)	14	1	14	1		5
		漬物製造業		21		21		34
		液卵製造業 (食品が広域流通する施設)						
		食品の小分け業 (食品が広域流通する施設)						2
		水産製品製造業 (A及びBに該当するものを除く、食品が広域流通する施設)		4		4		15
		食品製造業 (許可営業に該当しない施設で、食品が広域流通する施設、漬物製造施設、生食用野菜・果物加工施設)		3		3		11
	添加物製造業 (許可営業に該当しない施設で、添加物が広域流通する施設)		3		3			
	小計 (Cランク)		7,370		7,370		2,424	

ランク 標準監視 回数	対象業種（対象要件）		対象施設数		標準監視 件数（年間）		監視件数	
	令和3年6月改正法施行前（旧法）	令和3年6月改正法施行後（新法）	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法
Dランク (1回/2年)	飲食店営業 (一般食堂(いわゆるスナック等)、主として喫茶、バー、 キャバレー、自動車等移動営業、自動販売機、その他)	飲食店営業 (いわゆるスナック、バー、キャバレー、 喫茶店、自動車等移動営業)	2574	461	1287	230.5	138	657
	喫茶店営業（自動販売機を除く）		125		62.5		13	
		調理の機能を有する自動販売機 (許可営業に該当する施設)		55		27.5		32
	菓子製造業 (「回転焼き」、「仮設営業」、「自動車による営業」に限る)	菓子製造業 (簡易な製造、仮設営業、自動車による営業に限る)	283	2	141.5	1	17	2
		乳類販売業		1634		817		185
	魚介類販売業 (自動車による営業に限る)	魚介類販売業 (自動車による営業に限る)	80	16	40	8	3	4
		魚介類販売業 (包装魚介類のみを取り扱う施設に限る)		660		330		107
		食肉販売業 (包装食肉のみを取り扱う施設、自動車に よる営業に限る)		854		427		169
	氷雪製造業	氷雪製造業	10	3	5	1.5	1	1
	缶詰又は瓶詰食品製造業 (Cに該当するものを除く)	密封包装食品製造業 (ソース類以外のものを製造する施設で、Cに該当するものを除く)	17	8	8.5	4	4	12
		乳搾取業						
		液卵製造業（Cに該当するものを除く）						
		食品の小分け業（Cに該当するものを除く）		1		0.5		3
		水産製品製造業 (A、B、Cに該当するものを除く)		26		13		32
		食品製造業 (許可営業に該当しない施設)		810		405		65
		添加物製造業(許可営業に該当しない施設)		9		4.5		11
	食品販売業（魚介類行商）		22		11		2	
	小計（Dランク）		7,650		3,825		1,458	

ランク 〔標準監視 回数〕	対象業種（対象要件）		対象施設数		標準監視 件数（年間）		監視件数	
	令和3年6月改正法施行前（旧法）	令和3年6月改正法施行後（新法）	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法
Eランク (1回/ 2～5年)	喫茶店営業（自動販売機）		538		107.6		1	
		氷雪販売業		9		1.8		8
		調理の機能を有する自動販売機 (Dに該当するものを除く)		581		116.2		14
		野菜果物販売業		261		52.2		186
		そうざい販売業		200		40		146
		菓子販売業（パン販売業を含む）		560		112		174
		食品販売業 (許可営業、上記販売業及びDに該当するものを除く)		1491		298.2		381
		添加物販売業		183		36.6		100
		氷雪採取業		3		0.6		4
		器具又は容器包装の製造又は販売業		184		36.8		85
	小計（Eランク）		4,010		802		1,099	
	集団給食施設（1回/年）		492		492		312	
	合計（A～Eランク、集団給食施設）		23,297		20,150		7,258	